



金 沢 市 公 報

号外第 11 号

平成30年(2018年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●規 則		○金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (健康政策課)	9
○金沢市俵芸術交流スタジオ条例の施行期日を定める規則 (文化政策課)	1	○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	9
○金沢市俵芸術交流スタジオ条例施行規則 (")	1	○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課)	13
○金沢市三谷さとやま交流広場条例の施行期日を定める規則 (農業水産振興課)	5	○金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	14
○金沢市三谷さとやま交流広場条例施行規則 (")	5		

規 則

金沢市俵芸術交流スタジオ条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

金沢市俵芸術交流スタジオ条例の施行期日を定める規則

金沢市俵芸術交流スタジオ条例(平成30年条例第1号)の施行期日は、平成30年5月20日とする。

金沢市俵芸術交流スタジオ条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

金沢市俵芸術交流スタジオ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市俵芸術交流スタジオ条例(平成30年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により、金沢市俵芸術交流スタジオ(以下「スタジオ」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢市俵芸術交流スタジオ使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、スタジオを使用する日(以下「使用日」という。)の3か月前の日の属する月の初日から使用日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第4条 市長は、スタジオの使用を承認したときは、金沢市俵芸術交流スタジオ使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定に基づきスタジオの使用料の減免を受けようとする者は、金沢市俵芸術交流スタジオ使用

料減免申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(事前打合せ)

第6条 使用者は、スタジオの使用に際し、事前に館長と、使用の方法その他必要な事項についての打合せをしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他スタジオの職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (3) 動物(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(職員の立入り)

第9条 使用者は、スタジオの職員が施設内に職務上立ち入ることを拒んではならない。

(使用後の点検)

第10条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちにスタジオの職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日(平成30年5月20日)から施行する。

様式第1号(第2条関係)

金沢市俵芸術交流スタジオ使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

〔団体にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

金沢市俵芸術交流スタジオを使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 の 目 的						
使 用 人 数						
使 用 日	年 月 日 (曜 日)					
使 用 施 設	使 用 時 間				備 考	
スタジオ1の1	時	分から	時	分まで		
スタジオ2の1	時	分から	時	分まで		
スタジオ2の2	時	分から	時	分まで		
スタジオ2の3	時	分から	時	分まで		
レコーディングルーム	時	分から	時	分まで		
ミキサールーム	時	分から	時	分まで		
スタジオ3の1	時	分から	時	分まで		
スタジオ3の2	時	分から	時	分まで		
スタジオ3の3	時	分から	時	分まで		
広 場	時	分から	時	分まで		
会 場 責 任 者	氏 名			合計金額		円
	連絡先					

様式第2号(第4条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢市俵芸術交流スタジオ使用承認書

住 所
氏 名 様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった金沢市俵芸術交流スタジオの使用について、次のとおり承認します。

使 用 の 目 的				
使 用 人 数				
使 用 日		年 月 日 (曜 日)		
使 用 施 設		使 用 時 間		
		備 考		
スタジオ1の1		時 分から 時 分まで		
スタジオ2の1		時 分から 時 分まで		
スタジオ2の2		時 分から 時 分まで		
スタジオ2の3		時 分から 時 分まで		
レコーディングルーム		時 分から 時 分まで		
ミキサールーム		時 分から 時 分まで		
スタジオ3の1		時 分から 時 分まで		
スタジオ3の2		時 分から 時 分まで		
スタジオ3の3		時 分から 時 分まで		
広 場		時 分から 時 分まで		
会 場 責 任 者	氏 名	合計金額		円
	連絡先			

(注意事項)

様式第3号 (第5条関係)

金沢市俵芸術交流スタジオ使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

金沢市俵芸術交流スタジオの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 の 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢市三谷さとやま交流広場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市三谷さとやま交流広場条例の施行期日を定める規則

金沢市三谷さとやま交流広場条例（平成30年条例第3号）の施行期日は、平成30年4月22日とする。

金沢市三谷さとやま交流広場条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市三谷さとやま交流広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市三谷さとやま交流広場条例（平成30年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民農園の使用に係る公募等)

第2条 市長は、新聞、インターネットその他の方法による公募によって、市民農園を使用することができるもの（以下「使用予定者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募による応募者の数が市民農園の区画数を超えるときは、抽せんその他公正な方法により使用

予定者を決定するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により使用予定者を決定した場合において、市民農園の区画に当該使用予定者の使用に供しない区画があるときは、同項の公募によらないで、当該区画に係る使用予定者を決定することができる。

(使用の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により、金沢市三谷さとやま交流広場（以下「交流広場」という。）のふれあい交流ルーム、芝生広場若しくは多目的広場（以下「ふれあい交流ルーム等」という。）又は市民農園の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市三谷さとやま交流広場使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第4条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ふれあい交流ルーム等 ふれあい交流ルーム等を使用する日の6か月前の日の属する月の初日から当該ふれあい交流ルーム等を使用する日まで
- (2) 市民農園 第2条の規定により使用予定者として決定された日から2週間を経過する日まで

(使用承認書の交付)

第5条 市長は、ふれあい交流ルーム等又は市民農園の使用を承認したときは、金沢市三谷さとやま交流広場使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定に基づき市民農園の使用料の減免を受けようとするものは、金沢市三谷さとやま交流広場使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

(原状回復等)

第7条 ふれあい交流ルーム等又は市民農園の使用の承認を受けたものは、その使用を終えたときは、直ちにふれあい交流ルーム等又は市民農園の設備等を原状に復さなければならない。

- 2 市民農園の使用の承認を受けたものは、適正にその管理をしなければならない。

(入場の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(入場者の遵守事項)

第9条 交流広場の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 指定区域以外の場所に車等を乗り入れないこと。
- (4) 騒音又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。
- (6) 建物、設備等を毀損し、又は汚損しないように注意すること。
- (7) その他市長の指示に従うこと。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成30年4月22日）から施行する。

様式第1号(第3条関係)

その1

金沢市三谷さとやま交流広場ふれあい交流ルーム等使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
 団体名
 氏 名

金沢市三谷さとやま交流広場のふれあい交流ルーム等を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 の 目 的				
使 用 の 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで			
使 用 施 設	使 用 時 間			
ふれあい交流ルーム	時 分から 時 分まで			
芝 生 広 場	時 分から 時 分まで			
多 目 的 広 場	時 分から 時 分まで			
使 用 人 数		会場責任者	氏 名 連絡先	
備 考				

その2

金沢市三谷さとやま交流広場市民農園使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
 氏 名

金沢市三谷さとやま交流広場の市民農園を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 の 期 間	
栽 培 予 定 の 作 物	
備 考	

様式第2号(第5条関係)

その1

収 第 号
年 月 日

金沢市三谷さとやま交流広場ふれあい交流ルーム等使用承認書

住 所
団体名
氏 名

様

金沢市長 印

年 月 日付で申請のあった金沢市三谷さとやま交流広場のふれあい交流ルーム等の使用について、次のとおり承認します。

使 用 の 目 的			
使 用 の 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
使 用 施 設	使 用 時 間		
ふれあい交流ルーム	時 分	から	時 分まで
芝 生 広 場	時 分	から	時 分まで
多 目 的 広 場	時 分	から	時 分まで
使 用 人 数	会場責任者	氏 名	
		連絡先	
備 考			

その2

収 第 号
年 月 日

金沢市三谷さとやま交流広場市民農園使用承認書

住 所
氏 名

様

金沢市長 印

年 月 日付で申請のあった金沢市三谷さとやま交流広場の市民農園の使用について、次のとおり承認します。

使 用 の 期 間	
栽 培 予 定 の 作 物	
条 件	

様式第3号(第6条関係)

金沢市三谷さとやま交流広場使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市三谷さとやま交流広場の市民農園の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 の 期 間	
使 用 料 の 額	
減 免 申 請 額	
申 請 の 理 由	

金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例(平成30年条例第28号)の施行期日は、平成30年4月9日とする。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

都市政策局	企画調整課	企画係 政策推進係 総合調整係	を
-------	-------	-----------------	---

都市政策局	企画調整課	企画係 総合調整係	に、
-------	-------	-----------	----

経済局	商業振興課 金沢港活性化推進室 ものづくり産業支援課 労働政策課	金融係 商業係 ものづくり産業支援係 労働政策係	を
-----	---	--------------------------------	---

経済局	産業政策課 金沢港活性化推進室 商工業振興課 労働政策課 働き方改革推進室	産業政策係 商業振興係 工業振興係 労働政策係
-----	---	-------------------------------

に、

	障害福祉課	企画庶務係 自立支援係
--	-------	-------------

を

	障害福祉課	企画庶務係 自立支援係 事業者管理係
--	-------	--------------------

に

改める。

第4条第1項の表中

企画調整課	企画係	1 基本構想及び長期計画に関する事項 2 主要施策の企画に関する事項 3 特命事項の調査及び計画に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	政策推進係	1 主要施策の推進に関する事項 2 中心市街地活性化策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 3 創造都市ネットワークに関する事項 4 金沢港の整備推進に関する事項 5 北陸新幹線の整備推進に関する事項
	総合調整係	1 行政各部門における基本的な事業計画及び主要事業の調整及び進行管理に関する事項 2 地方分権の推進に係る調整に関する事項 3 広域行政に関する事項 4 公共団体等の活動調整に関する事項 5 総合教育会議に関する事項 6 公立大学法人評価委員会に関する事項 7 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項（金沢美術工芸大学建設準備室が所管する事項を除く。）

を

企画調整課	企画係	1 基本構想及び長期計画に関する事項 2 主要施策の企画及び推進に関する事項 3 金沢港の整備推進に関する事項 4 北陸新幹線の整備推進に関する事項 5 特命事項の調査及び計画に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	総合調整係	1 行政各部門における基本的な事業計画及び主要事業の調整及び進行管理に関する事項 2 中心市街地活性化策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 3 創造都市ネットワークに関する事項 4 地方分権の推進に係る調整に関する事項 5 広域行政に関する事項 6 公共団体等の活動調整に関する事項 7 総合教育会議に関する事項

に、

金沢美術工芸大学建設準備室	1 金沢美術工芸大学の建設準備に関する事項	を に
金沢美術工芸大学建設準備室	1 金沢美術工芸大学の建設準備に関する事項 2 公立大学法人評価委員会に関する事項 3 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項	

改める。

第6条第1項の表中

	3 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項 4 局の所管事務で他課に属しない事項	を に
	3 俵芸術交流スタジオに関する事項 4 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項 5 局の所管事務で他課に属しない事項	

改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

課 等 ・ 係		分 掌 事 務
産業政策課	産業政策係	1 産業政策の企画及び調整に関する事項 2 起業支援に関する事項 3 食文化の継承及び振興に関する事項 4 貿易の振興に関する事項 5 産学連携に関する事項 6 中小企業の金融に関する事項 7 ITビジネスプラザ武蔵に関する事項 8 局の所管事務で他課に属しない事項
	金沢港活性化推進室	1 金沢港の振興に関する事項
商工業振興課	商業振興係	1 商業の経営指導に関する事項 2 商業の販路拡張に関する事項 3 株式会社金沢商業活性化センターに関する事項 4 課の庶務に関する事項
	工業振興係	1 工業の経営指導に関する事項 2 工業の販路拡張に関する事項 3 異業種研修会館に関する事項 4 ものづくり会館に関する事項 5 その他工業及び鉱業の振興に関する事項
労働政策課	労働政策係	1 労働行政の企画及び調整に関する事項 2 労働者の福祉及び厚生に関する事項 3 雇用の促進及び維持に関する事項 4 労働状況に係る調査及び研究に関する事項 5 公益社団法人金沢市シルバー人材センターに関する事項 6 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンターに関する事項
	働き方改革推進室	1 働き方改革の推進に関する事項

第8条第1項の表農業水産振興課の項中

	<ol style="list-style-type: none"> 3 食肉流通センターに関する事項 4 畜産業の振興に関する事項 5 市営競馬事業に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 	を
--	--	---

	<ol style="list-style-type: none"> 3 三谷さとやま交流広場に関する事項 4 食肉流通センターに関する事項 5 畜産業の振興に関する事項 6 市営競馬事業に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 	に
--	--	---

改め、同表農業基盤整備課の項中

	<ol style="list-style-type: none"> 2 農地及び土地改良施設の災害の復旧に関する事項 3 農村下水道事業に関する事項 	を
--	---	---

	<ol style="list-style-type: none"> 2 農地及び土地改良施設の災害の復旧に関する事項 	に
--	--	---

改める。

第10条の表中

	<ol style="list-style-type: none"> 4 障害者の社会参加の促進に関する事項 5 障害者高齢者体育館に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他係に属しない事項 	を
--	---	---

	<ol style="list-style-type: none"> 4 自立支援医療機関の指定に関する事項 5 障害者の社会参加の促進に関する事項 6 障害者高齢者体育館に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 他係に属しない事項 	に、
--	--	----

自立支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 障害支援区分の認定に関する事項 3 障害者等の介護給付費等に関する事項 4 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項 5 自立支援医療機関の指定に関する事項 6 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項 7 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 8 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 9 ひまわり教室に関する事項 10 公益財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものに限る。） 	を
-------	---	---

自立支援係	1 障害支援区分の認定に関する事項 2 障害者等の介護給付費等に関する事項 3 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 4 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 5 ひまわり教室に関する事項 6 公益財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものに限る。）	に
事業者管理係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項	

改める。

第11条第1項の表中

	3 歯科口腔保健 ^{くわう} の推進に関する事項 4 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	を
--	---	---

	3 金沢広域急病センターに関する事項（駅西福祉健康センターが所管する事項を除く。） 4 歯科口腔保健 ^{くわう} の推進に関する事項 5 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	に、
--	--	----

	5 福祉健康センターの庶務に関する事項	を
--	---------------------	---

	5 金沢広域急病センターの管理運営に関する事項（駅西福祉健康センターに限る。） 6 福祉健康センターの庶務に関する事項	に
--	--	---

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は金沢市俵芸術交流スタジオ条例（平成30年条例第1号）の施行の日（同年5月20日）から、第8条第1項の表農業水産振興課の項の改正規定は金沢市三谷さとやま交流広場条例（平成30年条例第3号）の施行の日（同年4月22日）から、第11条第1項の改正規定は金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成30年条例第28号）の施行の日（同月9日）から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第11条（見出しを含む。）中「、監査事務局長」を削る。

第14条中「選挙管理委員会」の次に「及び監査事務局」を加える。

別表第1組織及び人事管理の表第10号の項中「部局専門研修」を「職場研修（課単位で行うものを除く。）」に改め、同表支出アの表第19号の項中「（臨時福祉給付金を除く。）」を削り、「介護保険給付費」の次に「、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費」を加え、「並びに臨時福祉給付金」を削る。

別表第2第3項の表中

文化施設課	1 所管する財団の運営指導及び連絡調整					○		を
-------	---------------------	--	--	--	--	---	--	---

文化政策課	1	俵芸術交流スタジオの使用の承認等					○		に
文化施設課	1	所管する財団の運営指導及び連絡調整					○		

改め、同第3項の表文化財保護課の項及び歴史都市推進課の項中「使用承認等」を「使用の承認等」に改め、同表第4項の表中

商業振興課	1	商業の経営診断					○		を
	2	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定					○		
ものづくり産業支援課	1	工業の経営診断					○		を
	2	ITビジネスプラザ武蔵の使用の承認等					○		

産業政策課	1	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定					○		に
	2	ITビジネスプラザ武蔵の使用の承認等					○		
商工業振興課	1	商業の経営診断					○		に
	2	工業の経営診断					○		

改め、同表第5項の表中

農業水産振興課	1	石川県金沢食肉流通センターの使用の承認					○		を
	2	金沢湯涌みどりの里の使用の承認					○		
	3	競馬開催の日取りの決定			○				
	4	競馬開催に係る各種の届出及び報告			○				

農業水産振興課	1	石川県金沢食肉流通センターの使用の承認等					○		に
	2	金沢湯涌みどりの里の使用の承認等					○		
	3	三谷さとやま交流広場の使用の承認等					○		
	4	競馬開催の日取りの決定			○				
	5	競馬開催に係る各種の届出及び報告			○				

改め、同表第8項の表中

	8	医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定					○		を
--	---	------------------------------------	--	--	--	--	---	--	---

	8	医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定					○		に
	9	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による調査の実施及び報告					○		

改め、同第8項の表の摘要中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2第3項の表の改正規定は金沢市俵芸術交流スタジオ条例（平成30年条例第1号）の施行の日（同年5月20日）から、同表第5項の表の改正規定は金沢市三谷さとやま交流広場条例（平成30年条例第3号）の施行の日（同年4月22日）から施行する。

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則（昭和36年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号ア中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年(2018年)3月30日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)3月30日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	